

徳島県立総合教育センターの貸出施設（有料）以外の施設利用規程

（趣旨）

第1条 徳島県立総合教育センター（以下「センター」という。）における貸出施設（有料）以外の施設に関する利用については、この規程の定めるところによる。

（利用許可の範囲）

第2条 利用の許可は、次の各号に掲げる事業に限る。

- 1 徳島県教育委員会（以下「県教委」という。）が主催又は共催する事業
- 2 県教委が後援し、地方公共団体が主催する事業
- 3 その他徳島県立総合教育センター所長（以下「所長」という。）が適当と認める事業

（利用日及び利用時間）

第3条 利用者は、次の各号に掲げる日を除き利用できるものとする。ただし、第2条第1号による場合、又は所長が適当と認める場合はこの限りではない。

- 1 日曜日及び土曜日
 - 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 3 12月29日から翌年の1月4日までの日
 - 4 その他センター所長が指定する日
- 2 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第2条第1号による場合は、この限りではない。

（利用手続き等）

第4条 利用しようとする者は、所長に利用願を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2条第1号による場合を除く。

（変更届出）

第5条 利用者は、利用願に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を所長に届け出なければならない。ただし、第2条第1号による場合を除く。

（利用制限）

第6条 所長は、センターの運用上必要と認めた場合には、利用者に対して必要な条件を付し又は制限を加え若しくは処置を行うことができる。

- 2 所長は、利用状況について報告を求めることができる。

（損害賠償）

第7条 利用者は、施設等をき損、紛失又は汚損した場合、速やかにその旨を所長に届出て、その指示に従わなければならない。

- 2 所長は、前項に該当する場合、利用者に対して、損害の賠償を求めることができる。

（利用取消・停止）

第8条 所長は、利用者がセンターの運用に重大な支障を生じさせたとき又はそのおそれがある場合は、その利用を取消又は停止することができる。

（その他）

第9条 利用に関してその他必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。